

令和3年 4月 7日

特定非営利活動法人
消費者被害防止ネットながさき
理事長 福崎 博孝 様

株式会社ジャックス

回答書

貴法人から受領いたしました令和2年11月24日付申入書（以下「本件申入書」といいます。）につきまして、下記のとおりご回答いたします。

記

第1 当社の主張

1 結論

当社は、現状把握している事実関係のもとにおいては、本件申入書の「第1 申入れの趣旨」記載の下線部を付された文言（以下「本件文言」といいます。）が消費者契約法第10条に違反しないと考えるため、貴法人からの本件申入書記載の申入れに応じることとはできません。

2 理由

(1) 前提（貴法人の主張の概要）

貴法人の本件申入書における主張は、概要、以下のとおりです。

- ① 京都地裁平成21年4月23日判決（以下「平成21年京都地裁判決」といいます。）においては、利息制限法第1条第1項及び同条第2項の各規定が適用される限りにおいては民法第136条第2項ただし書の適用が排除される旨を判示した判決（最高裁平成15年7月18日第2小法廷判決。以下「平成15年最高裁判決」といいます。）が引用され、金銭消費貸借契約における早期完済時の手数料について定める特定の条項が消費者契約法第10条に違反する旨判示されている。
そして、かかる理は、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」（以下「出資法」といいます。）第5第2項との関係でも妥当する。
- ② また、平成7年8月9日付取信第8号通商産業省産業政策局取引信用室長発「割賦購入あっせん及び割賦販売に係る分割手数料率の設定について」（以下「本件通達」といいます。）は、割賦販売に係る分割手数料（以下「割賦手数料」といいます。）と出資法の制限がかかる利息とを事実上同様に取り扱っている。
- ③ 上記①及び②によれば、平成15年最高裁判決の射程は割賦手数料にも及ぶこと

から、本件文言が消費者に出資法違反の実質高利の負担を強いる場合には、民法第136条第2項ただし書の適用が排除される前提で消費者契約法第10条が適用される。

- ④ 本件文言は、割賦販売に係る早期完済時の手数料（以下「早期完済手数料」といいます。）を出資法所定の利率を超える割合で事業者が請求できると解し得るものであり、任意規定の適用による場合に比して消費者の利益を一方的に害するものである。
- ⑤ よって、本件文言は、消費者契約法第10条に違反する。

(2) 当社の見解

前記（1）の貴法人の主張に対する当社の見解は、以下のとおりです。

ア 割賦手数料について利息制限法及び出資法が適用されないこと

- (7) 平成15年最高裁判決及び平成21年京都地裁判決において割賦手数料に関する判示はされていないこと

平成15年最高裁判決及び平成21年京都地裁判決においては、金銭消費貸借契約における利率が利息制限法所定の利率を超える場合に民法第136条第2項ただし書の適用が排除される旨が判示されているにとどまり、割賦手数料に関する判示がされているわけではありません。

また、これらの判決においては、金銭消費貸借契約における利率が出資法所定の利率を超える場合に民法第136条第2項ただし書の適用が排除される旨を明確に判示されているわけではありません。

- (8) 本件通達が既に廃止されていること

次に、本件通達は、平成25年3月31日をもって廃止されているため、本件通達を根拠として割賦手数料を金銭消費貸借契約における利息と同様に論じることは妥当ではありません。

- (9) 割賦手数料と金銭消費貸借契約における利息の法的性質が異なること

そもそも、割賦販売契約の法的性質は、売買契約（民法第555条）の締結に付随して代金債務について分割支払の合意という「法律行為の付款」がなされたものであると解されるところ、割賦手数料についても売買契約に付随して代金債務の分割支払に係る手数料を合意したものであると解されます。

したがって、割賦手数料は、金銭消費貸借契約における利息とは、その法的性質を異にすると考えられます。

- (10) 小括

以上から、割賦手数料について、利息制限法及び出資法は当然には適用されないことと解され、割賦手数料について利息制限法及び出資法の適用があることを前提とする貴法人の主張はその前提を欠くものと考えます。なお、前記（イ）のとおり既に廃止されている本件通達も割賦手数料について、「出資法第5条第2項の趣旨に鑑み」、出資法所定の利率を超えない割合での設定に努めることを要請

するにとどまり、出資法の適用がないことを前提にその趣旨に鑑みた対応を事業者に求めたものと解されます。

イ 民法第136条第2項ただし書の適用が排除されないことを前提に消費者契約法第10条に該当するか否かを判断すべきであること

前記ア(ア)のとおり、割賦手数料について平成15年最高裁判決及び平成21年京都地裁判決の射程は及ばないため、民法第136条第2項ただし書の適用は排除されません。

したがって、本件文言のように割賦販売における早期完済手数料を定める条項については、民法第136条第2項ただし書の適用が排除されないことを前提に消費貸借契約法第10条に該当するか否かを判断すべきであると考えられます。そうすると、本件文言は、民法第136条第2項ただし書の適用の場合と比べて、消費者の利益を害するものではなく、消費者契約法第10条には違反しません。

ウ 本件文言が消費者契約法第10条に違反しないその他の実質的な理由があること

(7) 早期完済手数料を徴求することにつき正当な理由があること

割賦販売の売主となる加盟店は、買主に対して期限の利益を付与するための資金調達に係る調達金利を負担することから、損害補填の趣旨で買主から合理的な範囲内の手数料を徴求することにつき正当な理由があるため、消費者の利益を一方向的に害しているわけではありません。

(4) 本件における加盟店については、出資法及び利息制限法に違反しない範囲での早期完済手数料が請求されていること

貴法人のご担当者様からは、本件の前提となる加盟店は、株式会社ネクステージであるとお伺いいたしましたが、同社が行う割賦販売においては、令和元年12月以降、既にシステム上で本件文言に基づき徴求する早期完済手数料が全て14.5%以下の料率になるように設定されています。

(9) 小括

本件においては、以上のような事情があり、この点からも消費者契約法第10条には違反しないと考えられます。

(3) 結語

よって、本件文言は、消費者契約法第10条に違反しておりません。

第2 今後の対応について

当社の見解は、以上のとおりですが、当社としては、お客様により良いサービスを提供できるよう、本件申入書においてご指摘いただいた点を踏まえた、真摯な検討を進めさせていただきます。

以上